

労働委員会って、どんな組織?

- 公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人からなり、労働組合(労働者)と使用者の間のトラブルを解決するための行政機関です。
- 労使紛争の解決に経験豊かな委員が労使双方の意向を反映しながら、実情に即した解決を図ります。

公益委員：弁護士、大学教授
など学識経験者
労働者委員：労働組合の役員
使用者委員：企業経営者、
経営者団体役員



お問合せ・ご相談

「不当労働行為の審査」や「あっせん」を検討されている方は、下記にご相談ください。

群馬県労働委員会事務局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号(群馬県庁26階)

T E L 027-226-2783・2785

F A X 027-223-7000

時 間 平日(月～金)8:30～17:15

E-mail roui@pref.gunma.lg.jp

群馬県労働委員会

検索



上記以外の労働相談については下記にご相談ください。

◆ぐんま県民労働相談センター

県庁労働政策課内(13階) 0120-54-6010

前橋行政県税事務所内 027-237-2448

高崎行政県税事務所内 027-322-4681

太田行政県税事務所内 0276-32-2215



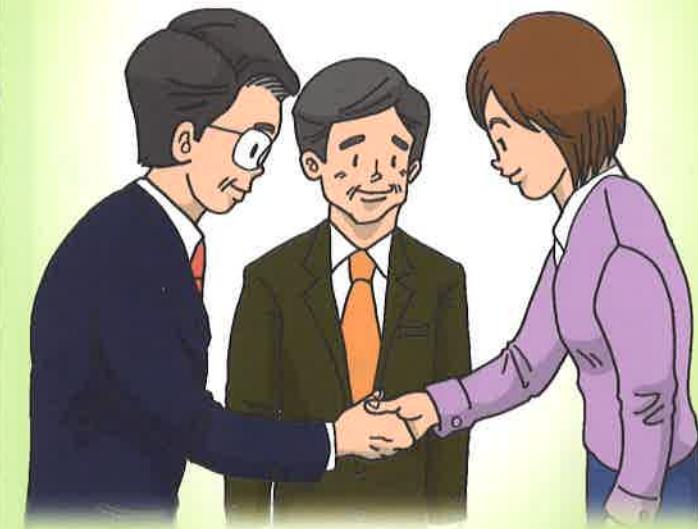
労使間のトラブルで悩んでいませんか?

労働委員会がお手伝いします

無料

迅速

秘密
厳守



群馬県労働委員会

労働組合と使用者のトラブル 不当労働行為の審査

【どんな場合に申し立てられるの?】

使用者の行為が労働組合法で禁止されている「不当労働行為」に当たる疑いがある場合に、労働組合が申し立てることができます。

【不当労働行為の具体例】

- ・組合員であることを理由に不利益な取扱いをすること
- ・労働組合に加入しないことを雇用条件とすること
- ・団体交渉に応じないこと
- ・労働組合の運営に介入すること

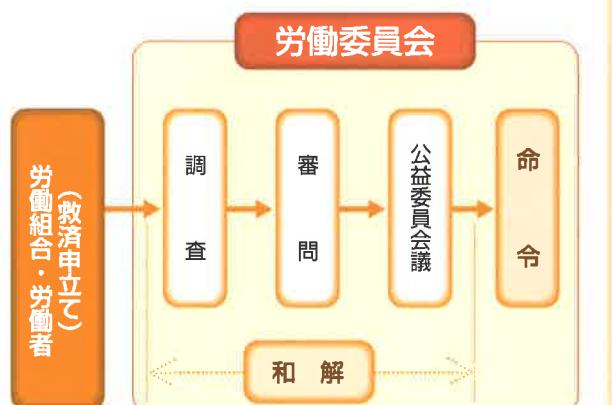
【どのような解決が期待できるの?】

申立てに理由がある場合は、不利益な取扱いをしないことや団体交渉に誠実に対応することなどを命じます。

【どのくらい期間がかかるの?】

1年3か月以内を目指しています。

不当労働行為審査の流れ(審問のみ公開)



労働組合と使用者のトラブル 労働争議のあっせん

【どんな場合に申請できるの?】

労働組合と使用者の間で話し合いによる自主的な解決が困難となった場合に申請できます。あっせん員が労使双方の話を聞き、労使の歩み寄りを促して紛争の解決を図ります。

【具体例】

- ・本年度の賃金(一時金)交渉が解決しない
- ・休暇制度などの労働条件の変更で紛糾している
- ・賃金体系の抜本的見直し交渉が決裂したままである

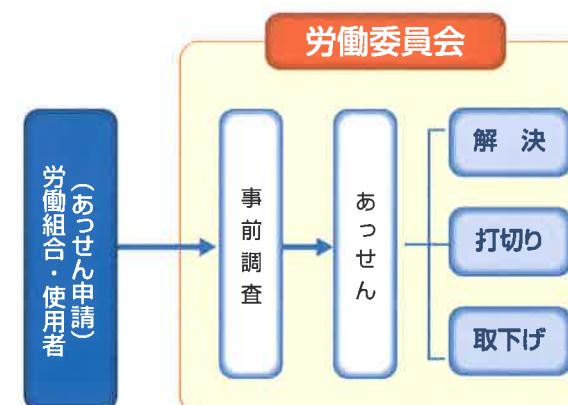
【どのような解決が期待できるの?】

労使の歩み寄りが見込める場合は、「あっせん案」を示すなど、労使関係の正常化のお手伝いをします。

【どのくらい期間がかかるの?】

1回のあっせん、1か月程度での終結を目指します。

労働争議のあっせんの流れ(非公開)



労働者個人と使用者のトラブル 個別的労使紛争のあっせん

【どんな場合に申請できるの?】

労働者個人と使用者の間で話し合いによる自主的な解決が困難となった場合に申請できます。あっせん員が労使双方の話を聞き、労使の歩み寄りを促して紛争の解決を図ります。

【具体例】

- ・突然解雇を言い渡された
- ・遠方への異動を命じられた
- ・賃金が支払われない
- ・従業員が正当な解雇に納得してくれない

【どのような解決が期待できるの?】

労使の歩み寄りが見込める場合は、「あっせん案」を示すなど、労使関係の正常化のお手伝いをします。

【どのくらい期間がかかるの?】

1回のあっせん、1か月以内の終結を目指します。

個別的労使紛争のあっせんの流れ(非公開)

